

在宅介護支援センター報徳園 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高田真善会が運営する在宅介護支援センター報徳園（以下「事業所」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センター報徳園
- (2) 所在地 三重県津市河辺町1317番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特養生活相談員と兼務)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。

(2) 介護支援専門員 3名（常勤3名）

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 年中無休とする。
- (2) 営業時間は午前8時～午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容

1 提供方法

居宅介護支援事業の提供方法は、居宅サービス計画ガイドラインによる提供を行うものとする。

2 内 容

(1) 利用者の相談を受ける場所

本会の相談室

(2) サービス担当者会議の開催場所

本会の会議室

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画把握及び連絡調整等のため毎月訪問するほか必要に応じ随時訪問する。

(利用料)

第7条 事業所は、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法律の規定に基づくものとし、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は無料とする。

- 2 通常の事業実施地域以外で居宅介護支援の提供を行なう場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実地地域を超えた時点で20円、それ以降1km増す毎に20円を加算した額を徴収する。但し、事業所から片道10km未満までは無料とする。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込みにより、指定期日までに納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、津市（但し、平成18年1月1日合併以前の旧津市及び旧安芸郡内）とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（秘密保持等）

- 第10条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ当該利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

（苦情処理）

第11条 事業所は、提供した居宅介護支援に対する利用者からの苦情に対して、迅速にかつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録設備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行なうため、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

- | | |
|----|---------------|
| 変更 | (平成15年 2月 1日) |
| 変更 | (平成15年10月 1日) |
| 変更 | (平成17年 4月 1日) |
| 変更 | (平成18年 4月 1日) |
| 変更 | (平成24年10月 1日) |
| 変更 | (平成24年11月 1日) |
| 変更 | (平成25年10月 1日) |
| 変更 | (平成25年11月 1日) |
| 変更 | (平成25年11月28日) |
| 変更 | (平成27年 4月 1日) |
| 変更 | (平成27年 6月 1日) |
| 変更 | (令和 3年 4月 1日) |
| 変更 | (令和 6年 4月 1日) |